



自山口第11号
平成25年5月22日

日通商事株式会社東京製作所
所長 満間 周平 殿

自動車検査独立行政法
中国検査部 山口事務所
[Seal]

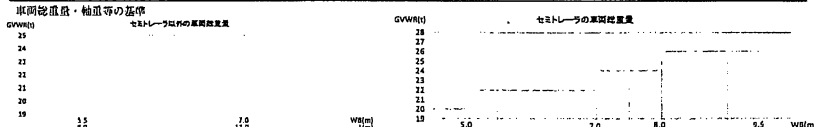
改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

(指示事項)

- ・複数台届出とする。審査の際は本紙及び添付資料を提示すること
 - ・本改造は車台番号NT2920-0058, NT2920-0059, NT2920-0060の3台限りとする
 - ・車両総重量については「道路運送車両の保安基準の緩和」を受けること
 - ・けん引車については次の車両について検討した
- 車名: 日野 型式: QDG-SS1EKAG(第5輪荷重11.6t)

主要諸元比較表 標準車両の類別等を記載する。(020)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名	日通	←		乗車定員	←	←	
型式	NT2920	NT2920改		最大積載量 kg	29100	27000	
自動車の種別	普通	←		車両重量 kg	前前軸重	10870	8215 ≤10t (24940 kg)
用途	貨物	←			後前軸重	8380	9255 ≤10t (14680 kg)
車体の形状	セミトレーラ	ダンフセミトレー			後中軸重	8375	9255 ≤10t (14680 kg)
燃料の種類	←	←			後後軸重	8375	9255 ≤10t (14680 kg)
原動機型式	←	←			計	36000	35980 (63900 kg)
原動機出力又は定格出力(kW)	←	←		最大安定傾斜角度°	左 44	右 44	一般 ≤35 その他 ≤30°
長さ m	12.720	9.150	≤12m	前前軸	←	←	(kg)
幅 m	2.490	←	≤2.5m	前中軸	11R22.5 14PR	←	(10000 kg)
高さ m	2.420	3.330	≤3.8m	後中軸	11R22.5 14PR	←	(10000 kg)
軸距 m	7.040+1.360 +1.360+9.760	3.990+1.360 +1.360+6.710		後後軸	11R22.5 14PR	←	(10000 kg)
輪距 m	前軸 1.830	←		空車	←	←	≥18.20%
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m 12.590	3.200		積車	←	←	
	幅 m 2.080	2.200		リヤ・オーバーハング m	2.230	1.500	1/20.3/L (3.355 m)
	高さ m 0.800	1.650		荷台オフセット m	2.705	1.240	
車両重量 kg	前前軸重	1500	1960	最小回転半径 m	←	※ 7.7	≤12m
	後前軸重	1800	2340				
	後中軸重	1800	2340				
	後後軸重	1800	2340				
計	6900	8980					



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1)の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg ≤ 18t	kg ≤ 20t	kg ≤ 19t

能力強度等検討書			
制動能力	踏力	←	←
	空気圧	←	←
推進軸強度	σB/σ	←	←
	σY/σ	←	←
車軸強度	σB/σ	6000 / 1074 = 5.58	≥1.6
	σY/σ	4600 / 1074 = 4.28	≥1.3

注1: 能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。
注2: 指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
注3: 現車審査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。(9.(1)関係)
注4: ※印欄は 日野 QDG-SS1EKAGとの連結時を示す。

改造等の概要

目的	本車両は日通NT2920型セミトレーラ(新型自動車第06639号)を石炭灰の安全輸送を目的として、あおり型ダンブセミトレーラに変更する。
車軸及び車体	標準車の車軸を切除し、軸距を9760mmから6710mmへ変更する。車軸前端を150mm延長し、スプリングハンガーブラケットを3050mm前方へ移動、車軸後端は420mm切除する。また、後部車軸下面切除し、断面高さを500mmから450mmに変更する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1: 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2: 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第67条の2、第68条の2、第69条の3関係)